

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 児童生徒支援課	安永 光利
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題等への総合的な対策の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	287,039

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅ2025 本文)</p> <p>児童生徒が抱える問題等の改善を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題等の未然防止や早期発見・早期解消につなげるための継続的な支援を行います。</p>	<p>(取組項目)</p> <p>i)いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実</p> <p>ii)スクールカウンセラー^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}の配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実</p> <p>iii)不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実</p> <p>iv)学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成</p> <p>v)「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用</p> <p>※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家</p> <p>※2 スクールソーシャルワーカー:児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家</p>
--	--

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	目標値①			86%	87%	88%	89%	90%		90.0% (R7)
		実績値②	85.3% (H30)								進捗状況
達成率②/①									—		

スクールのカウンセラーやスクールのソーシャルワーカー、医療機関など、学校内外で専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合は、85%前後で推移している。これは、教職員の支援で解決できるケースや、保護者との連携はできているものの不登校児童生徒本人が支援、指導を受けていないケースがあるためであると考えられる。

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率
				R2実績					R2目標	R2実績		
取組項目 ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	198,262	132,175	2,386	令和2年度事業の実施状況 (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	【活動指標】 スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	466	—	●事業の成果 ・学校からの申請に応じ、いじめや不登校などの問題行動や諸課題の解消にあたるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒等に対応することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。
				207,134	129,146	2,347			数値目標なし	292	—	
				208,037	138,692	2,356			数値目標なし			
			事業実施の根拠法令条項			【成果指標】			3.7	3.7	100%	
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象	スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)	3.7			
			所管課(室)名									
			H13-									
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等					

取組項目 i ii iii	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	58,219	38,813	2,386	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等を教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	【活動指標】	45	45	100%	●事業の成果 ・関係機関と連携を図り、児童生徒や保護者等の置かれている環境を改善することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。
				63,743	39,109	2,347		スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数(箇所)	50	50	100%	
				62,276	41,518	2,356		【成果指標】	3.9	3.6	92%	
			H20-	—				スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.9	3.6	92%	
			児童生徒支援課	—	—	—		公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	3.9			
取組項目 i ii iii	○	3	教育相談事業	12,934	6,610	3,977	いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談やSNSによる相談を実施するとともに、教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施した。また、解決が困難な法的課題に対しては、弁護士による助言を受けられる機会を設けることで課題解決を図った。	【活動指標】	7	7	100%	●事業の成果 ・いじめ・不登校等の問題に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。また、学校だけでは解決が困難な事例に対して、弁護士による法的助言を受けることにより、課題解決につながった。
				15,613	10,316	3,912		巡回教育相談開催会場数(会場)	7	7	100%	
				24,241	17,648	3,927		【活動指標】	数値目標なし	8	—	
				—				弁護士相談窓口への相談件数(件)	数値目標なし	5	—	
			児童生徒支援課	—	—	—		公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	数値目標なし			
取組項目 i ii iii	○	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	1,610	1,610	1,591	不登校児童生徒等の将来の社会的自立や学校生活への復帰のために、適応指導教室のあり方についての協議や適応指導教室指導員研修会等の支援を行った。	【活動指標】	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・研修会を通して、不登校児童生徒の支援方法や現状を共有することで、各支援員の資質向上を図ることができた。
				549	550	1,565		県配置の適応指導教室における通所児童生徒数(名)	数値目標なし	0	—	
				1,543	1,543	1,571		【成果指標】	100	100	100%	
			H10-	—				適応指導教室に通う子どもたちの学校復帰率(%)	100	—	—	
			児童生徒支援課	—	—	—		公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	100			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実
	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>教職員を対象に不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催するとともに、児童生徒を対象にいじめ予防やSOSの出し方に関する講話を行い、教職員の資質向上と児童生徒の意識の醸成に取り組むことができた。一方、各学校において誰もが不安や悩みを伝えることができる雰囲気作りや相談体制の整備が一層必要である。</p>
	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き教職員や児童生徒を対象とした研修会や講話を実施するとともに、電話やSNSによる相談窓口のさらなる周知を図り、いつでも気軽に相談できる体制作りに取り組む。</p>
ii	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実
	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>専門性の高いスクールカウンセラー(R2:300校)及びスクールソーシャルワーカー(R2:19市町+31県立学校)の配置校を拡充したことで、これまで以上に児童生徒の心の問題及び生活環境上の問題に対応し、課題解決することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況でないため、より多くの不登校児童生徒が専門的な指導や相談を受けられるよう、さらなる配置の充実や未配置校における教育相談体制の質の向上が必要である。</p> <p>また、電話、メール、SNSによる相談体制を整備し、様々な悩みに対応したが、いつでも気軽に相談窓口を活用してもらえよう周知方法をより一層工夫する必要がある。</p>
	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充や効率的な配置による相談体制の強化を図るとともに、一人ひとりの資質向上を図り、児童生徒の心のケアに取り組む。</p> <p>また、各種相談窓口に関する紹介カードを作成・配布しているが、その内容についても見直しを行いながら、相談しやすい窓口であることを周知していく。</p>

iii	<p>不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 各市町の教育支援センターへスクールカウンセラーを派遣し、通級児童生徒への支援方法について指導助言を行った。また、各市町の教育支援センターと合同で研修会を実施し、情報共有を行うとともに指導員の資質向上を図った。不登校児童生徒数が増加している今、さらなる支援体制の充実や質の向上が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 不登校となった要因を分析したうえで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした有識者を交え、不登校児童生徒への効果的な支援について協議する場を設置する。</p>
iv	<p>学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、危機管理体制の見直しや関係機関との連携について周知を図り、各学校での取組を支援したことにより意識の醸成につながった。しかし、学校ごとに取組内容に差があることが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き管理職への周知を続けるとともに、他校における見直しや連携協力の事例を共有することで、県内全体の意識の醸成を図る。</p>
v	<p>「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、ガイドラインやマニュアルの周知を図り各学校での活用を支援したことで、意識の醸成につながった。一方で、それらの内容が各学校の教職員まで行き届かず、内容を十分に理解できていないことが課題として挙げられる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業事業名 事業期間 所管課(室)名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「一」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを小中高特併せて317校に配置することで、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応している。また、支援を必要とする学校に重点的な配置を行った。さらに、スクールカウンセラーを指導するスーパーバイザーの勤務時間を拡充し、事例や対応方法の情報共有をとおして一人一人の資質向上を図る。	⑧	学校では児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
			H13-				
			児童生徒支援課				
取組項目 i ii iii	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	配置時間の見直しや拠点校配置方式により、市町及び県立学校の合計54箇所配置を拡充する。また、支援を必要とする学校に重点的な配置を行った。さらに、スクールソーシャルワーカーを指導するスーパーバイザーの勤務時間を拡充し、事例や対応方法の情報共有をとおして一人一人の資質向上を図る。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
			H20-				
			児童生徒支援課				
取組項目 i ii iii	○	3	教育相談事業	これまでの紹介カードの配布に加え、対象者のLINEアプリの広告画面に、SNSを活用した相談窓口に関する情報を表示させることで、相談窓口をより多くの児童生徒に周知し、いつでも気軽に相談できる窓口づくりを図る。	②	来所相談、電話相談、メール相談、SNS相談等、より相談者が相談しやすい窓口づくりの充実化を図るとともに、更なる周知徹底を図る。また、相談があった際に教職員が適切に対応できるよう、スキルアップのための研修等を引き続き実施する。	改善
			—				
			児童生徒支援課				
取組項目 i iii	○	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	研修会において、各市町の不登校支援に関する先進的、効果的な取り組みを共有し、県全体の不登校支援の充実を図る。	②	教育支援教室における児童生徒への支援、指導員への研修等を引き続き実施し、通級する児童生徒の教育機会の確保に取り組む。また、不登校支援に関する協議会において、効果的な対策の検討を進める。	改善
			H10-				
			児童生徒支援課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点